

日 時：令和 7 年 5 月 28 日（水）11：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：手塚委員長、大島委員、浅井委員、清水委員、藤本委員、梶田委員、高村委員、
小笠原委員、宍戸委員

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、大槻審議官、佐々木総務課長、
吉屋参事官、香月参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○佐々木総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は全委員が御出席でございます。

まず初めに、この度 5 月 23 日付けで委員長に就任されました手塚委員長から一言御挨拶を頂きたいと思います。手塚委員長、よろしくお願いいたします。

○手塚委員長 手塚でございます。着座のままで失礼いたします。

個人情報保護委員会は、皆さん御存じのとおり、平成 28 年 1 月 1 日に、前身の 2 年前にできました特定個人情報保護委員会、これを引き継ぎ設立されたということでございます。平成 26 年 1 月 1 日の特定個人情報保護委員会の設立時、場所は三会堂ビルということで、今、建て替えていますけれども、そちらのほうで産声を上げまして、約 30 名弱のメンバーで集まりまして、初代の非常勤委員、1 名なのですけれども、あとは常勤と、もちろん堀部委員長という構成の 3 名で発足いたしました。その平成の 5 年の間、委員会の活動に携わってきたというところでございまして、この度、令和 7 年 5 月 23 日、ここから委員長ということで拝命いたしまして、皆さんと一緒にこれから仕事をしていくということでございます。

令和 5 年 4 月 1 日のデジタル社会形成整備法、これにより個人情報保護法の改正が全面施行され、個人情報保護制度の一元化、これが完全に始動して 2 年が過ぎたということでございます。そういうことから、真の意味での我が国における個人情報保護の司令塔ということになったと理解しております。

昨今の個人情報保護制度を取り巻く環境を見ますと、生成 AI に代表されるように国内のみならず国際的な領域での様々な利用主体によるデータ連携が生まれてきているということだと思っております。当然、個人情報も重要なデータとして扱われますので、グローバル化した国際社会における個人情報保護法制、これの調和・国際的枠組み、これの構築にどのように貢献していくか、これは極めて重要な課題であると認識しています。

特に、資源の乏しい我が国においては、個人情報は産業競争力の源泉であるということでございますので、この個人情報を適正に活用することがビジネスの面からも必須であると考えます。その一方で、プライバシーの問題を払拭するための適正な個人情報の保護も不可欠となってまいります。

この個人情報の活用、これと保護、いかにこれをバランスさせるかということが最大の課題であります。これについては、各方面の意見を集約して、我が国の文化や社会制度に

根ざした他国にない個人情報保護法制、私はジャパン・ウェイと呼んでいるのですが、これを創成することが委員会の責務であると考えています。

委員長としてこれらの課題に真摯に向き合い、丁寧な対応をしてみたいと思います。そのためには、これまでの委員会の議論の蓄積を大事にして、同時に、自由闊達な議論、これをしていただき、委員会の運営を行ってみたいと思っております。また、事務局職員の方々と共に歩んでみたいと思っておりますので、御助力を心よりお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○佐々木総務課長　ありがとうございました。

以後の委員会会議の進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。

○手塚委員長　それでは、ただいまから、第323回個人情報保護委員会を開催いたします。

本日の議題は二つございます。

まず、議題1、「国税庁（国税関係事務）の全項目評価書（国税・地方税当局間での照会・回答業務のデジタル化に伴う再実施）について」ということで、事務局から説明をお願いします。

○事務局　今般、国税庁長官から、「国税関係事務 全項目評価書」が提出されました。特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局から精査結果を御説明いたしますので、承認するかどうかについて御審議いただきたく存じます。

なお、提出された評価書は、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査のために保有する特定個人情報ファイルを取り扱う事務に係るものでもあり、記載内容の全部を公表した場合、違法行為を助長する可能性が生じるおそれがあるため、特定個人情報保護評価に関する規則第13条に基づき、一部を非公表とすることを予定しています。

また、特定個人情報保護評価指針第5の3において、評価実施機関は、公表しない予定の部分を含む評価書の全てを委員会に提出することとされています。

評価書のうち、資料1－1が公表しない予定の部分黒塗りとした評価書、資料1－3が記載内容の全てを明らかにした評価書であるところ、本日の評価書の概要説明は資料1－3を用いて行わせていただきます。

それでは、資料1－3に基づき、評価書の概要を説明させていただきます。

今般、評価の再実施を行う理由は、国税総合管理システム（KSK2）に国税・地方税当局間での照会・回答機能を新たに実装することにより、当該機能を用いた特定個人情報を取り扱う新たな事務のプロセスが発生し、当該プロセスに係るリスク対策を講ずる必要があるためです。

国税総合管理システム（KSK2）を用いた国税・地方税当局間での照会・回答機能を用いた業務の内容は、4ページの「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」における「②システムの機能」の箇所が一番下のポツに記載のとおりであ

り、国税庁が地方公共団体に対して、地方税ポータルシステム（eLTAX）を経由して、国税総合管理システム（KSK2）に記録されている納税者情報を基に、地方税の課税・滞納情報に関する照会を行い、個人番号を含む情報の提供を受ける業務又は地方公共団体から、地方税ポータルシステム（eLTAX）を経由して、国税の課税・滞納情報に関する照会を受け、個人番号を含む情報を提供する業務でございます。

また、評価対象事務で取り扱う特定個人情報ファイルの概要は、7ページから121ページに記載のとおりであり、新たな事務のプロセスに係る特定個人情報ファイルの箇所においては、特定個人情報の入手元や提供先として地方公共団体が追加される等の変更が加えられております。

これらの変更に伴い、特定個人情報の入手・提供に関して、新たなリスク対策が講じられることとなります。

評価書に記載される主なリスク対策の例でございますが、特定個人情報の入手時におけるリスクへの対策について、122ページの「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」として、一番下段の【地方公共団体からの入手】の箇所のとおり、国税及び地方公共団体の課税・滞納情報は、国税当局・地方公共団体共通のフォーマットにのっとり提供されるため、対象者以外の情報を入手することがないことや、124ページの「個人番号の真正性確認の措置の内容」として、一番下段の【地方公共団体からの入手】の箇所のとおり、地方公共団体から入手した課税・滞納情報は、国税総合管理システム（KSK2）で個人番号の真正性の確認を行うこと等が記載されています。

また、特定個人情報の提供時におけるリスクへの対策について、145ページの「リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク」に対する措置の内容として、一番下段の【地方公共団体への提供】の箇所のとおり、国税及び地方公共団体の課税・滞納情報は、国税当局・地方公共団体共通のフォーマットにのっとり提供されるため、必要な情報以外を提供することがないこと等が記載されています。

評価書の概要説明は以上でございます。

続きまして、評価書の指針への適合性・妥当性について、資料1－2に基づき、事務局による精査結果の概要を説明させていただきます。

まず、1ページから3ページまでの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から、4ページから31ページまでの「特定個人情報ファイル」では、各取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているか、といった観点から審査しており、いずれも問題となる点は認められませんでした。

つぎに、32ページの「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」として、「主な考慮事項（細目）」の74番では、国税総合管理システム（KSK2）を使用した国税・地方税当局間での照会・回答業務に際して行われる、特定個人情報の入手時又は提供時にお

けるリスクへの対策が具体的に記載されているかどうかといった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

続きまして、33ページ上段の「総評」を御覧ください。

総評として3点を記載しており、いずれも特段の問題が認められないものと考えられることを記載しております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。審査記載事項の案として5点記載しております。

(1)及び(2)として、リスク対策等について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(3)として、組織的及び人的安全管理措置について、適切な組織体制の整備、職員への教育・研修、実効性のある自己点検・監査等を実施し、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること、(4)として、委託先事業者による特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保するとともに、クラウドサービスに係る安全管理措置も含め、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、確実に実行する必要があること、(5)として、事務フローの変更や新たなリスク対策が生ずることとなった場合は、必要に応じて評価の再実施を行うことが重要であることを記載しております。

精査結果の概要は以上です。

なお、本日の委員会で御承認いただけたら、国税庁長官に対し、承認された旨及び審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知いたします。

また、本議題の資料、議事概要及び議事録につきましては、資料1-1、1-2及び当該資料に係る議事録、議事概要の部分を準備が整い次第公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については公表しないこととしたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○手塚委員長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいですか。

では、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり評価書を承認したいと思います。よろしいでしょうか。

では、御異議がないようですので、そのように決定いたします。事務局においては、所要の進めを進めてください。どうもありがとうございました。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについては、事務局からの説明のとおり、資料1-1、1-2及び当該資料に係る議事録、議事概要の部分を公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については公表しないということにしてよろしいでしょうか。

それでは、御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移ります。

議題2でございます。「個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則に沿った政策立案のためのガイダンス（案）について」、これについて事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、ただいま御紹介いただきました「個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則に沿った政策立案のためのガイダンス」につきまして、資料2に沿って御説明いたします。

今回お諮りしますのは、当委員会が制定をいたしました、いわゆる基本原則の内容を解説するガイダンスでございます。まず、3ページを御覧ください。

まず、基本原則につきましては、法に基づき策定し、閣議決定しました基本方針等を踏まえまして、各府省等の国の行政機関が、公的部門及び民間部門の各主体による個人情報等の取扱いに係る政策を企画立案・実施するに当たり、当該政策目的の実現と、個人情報等の適正な取扱いによる個人の権利利益の保護との整合性を確保しつつ取り組むための基本的な視座を示すものとして、令和4年5月に制定したところでございます。現在もデータ戦略等のデータ利活用に関する検討が様々な形で進められておりますが、各府省等が個人情報等の取扱いに係る政策を企画立案するに当たりましては、担当者が個人情報保護制度の理解を深めた上で基本原則に沿った企画立案を行う必要がございます。これを円滑に実施するための参考となるよう、本ガイダンスは、基本原則にある各原則の意味するところや、企画立案に当たり留意すべき点に関する具体例を交えた解説、これらを理解するための前提としての民間規律と公的規律の違い、企画立案の実践例をまとめたものでございます。

4ページでございますが、なお、本ガイダンスの記載内容は、各府省等との日頃の相談内容や、個人情報保護法の改正、施行状況等を踏まえ、継続的に見直しを行っていくこととしてございます。

5ページを御覧ください。「民間規律と公的規律の考え方の違い」でございます。

まず、民間規律は、適正な取扱いの確保については、事業者自身のガバナンスにより、法律に定める義務が適切に履行され、同意等により本人による適切な関与・監視を受けつつ、適正な取扱いの実現を期待するという当事者間での自主的な規律を重視する構造となっております。

一方、公的規律は、2（1）にございますように、行政機関等の保有する個人情報は、公的信用を背景に収集されるものや取得プロセスにおける義務性・権力性が高いもの、秘匿性が高いものが多いといった特質がございます。そのため、その適正な取扱いの確保については、民間規律のような本人による関与・監視を受けにくいと考えられ、また、仮にその取扱いについて本人同意を必須とすると、行政目的を達成する上で支障が生じる場合があることから、その規律は、本人同意に必ずしも依拠することとはなっておらず、法律による行政の下、法令に定める所掌事務又は業務の遂行に必要なかどうかを重視した構造と

なっているということを、民間、公的の違いとして解説してございます。

続いて、8ページを御覧ください。ここから、「基本原則の解説」パートとなります。

まず、原則1の必要性・相当性でございます。これは、政策の企画立案に当たり、政策目的を明確にした上で、それに照らし、個人情報等の取扱いの必要性や、必要最小限の範囲内であり、相当であるかを検討することが重要とする原則でございます。

特に判断が悩ましいと思われる相当性についての解説が、9ページの（イ）からでございます。ここでは、政策目的と個人情報等の取扱いに係る個人の権利利益の保護の程度との均衡が相当性を有するか検討することが必要とした上で、代替手段の有無、取扱いにより惹起し得るリスク、取扱いの態様といった観点から、政策目的の実現の妨げにならない範囲で、可能な限り個人の権利利益の保護を図ることを検討することが重要としてございます。

また、リスクについては、委員会決定の「充実に向けた視点」に記載したA)からD)の四つのリスクを例示しつつ、このようなリスクのいずれにも配慮しながら個人の権利利益をどのように確保するかといった観点が必要であり、例えば、立法措置等により個人情報保護法とは異なる規律を設ける場合には、いずれかのリスクが高まるおそれがあるところ、そうしたリスクの高まりが政策目的との関連で許容されるか、許容されないときには当該リスクを低減させるための追加的な規律を創設すべきであるか等を検討し、政策全体として様々なリスクに対する個人の権利利益の保護を図ることが重要であるとしているところでございます。

続いて、11ページを御覧ください。原則2の適法性についてでございます。こちらは、言わずもがなでございますが、個人情報保護法を始めとした既存法令による規律との関係を整理し、対応不可あるいは対応不十分ということであれば、立法措置も含め検討し取り組むことが重要とする原則でございます。

解説としましては、12ページの（イ）におきまして、新規立法等の検討が必要な場面を例示しており、A)が既存法令に抵触する場合、B)が判断の統一を図る観点から明確化する場合、C)が既存法令では不十分な場合を示してございます。A)については、保護水準を確保する代替措置の検討も重要なこと、C)については、特定の利用目的以外の利用を禁止する規定などが考えられるとしてございます。

続いて、15ページ、原則3の利用目的との関連性・利用の適正性でございます。こちらは、利用目的と政策目的の関連性の検討や、不正利用を防止する企画立案の必要性を述べた原則となっており、解説におきましても、法に基づき、利用目的の特定や、目的外利用の例外要件の該当性の検討を適切に行うこと、また、個人情報等の提供先においても、不正利用がなされないよう、企画立案において検討することが重要としてございます。

続いて、17ページ、原則4の外延の明確性でございます。こちらは、適切な措置を講ずるためにも、個人情報等の取扱いの外延の特定が重要とする原則でございます。

具体的には、18ページの解説において、当該政策において取り扱われる個人情報等の

本人の数・性質、取扱主体、各主体の権限、具体的な取扱内容、提供範囲や頻度、取り扱う場所といったことを特定することが必要としてございます。

18ページから20ページにかけての（２）では、具体の事例に沿って外延特定の整理を例示してございます。

続いて、21ページ、原則５の安全性です。こちらは、個人情報保護法における考え方にに基づき、本人が被る権利侵害の大きさを考慮し、リスクに応じた必要かつ適切な安全管理措置を検討することが重要としており、22ページにかけての解説におきましても、個人情報保護法のガイドライン等を示しながら解説を行ってございます。

こちらについても、政策分野に特有の事情に照らし、立法措置により、追加的な安全管理措置義務や、その履行確保のための監視監督制度の整備も検討し得ることを述べてございます。

続いて、23ページ、原則６の本人関与の実効性です。こちらは、本人が自らの意思に基づいてコントロールするという意識を^{かん}涵養する観点から、個人に寄り添った取組が重要とする原則でございます。

解説では、本人関与の検討に当たりまして、個人情報等の取扱いが個人の権利利益に直接的な影響を及ぼす場合には、リスク低減の観点から本人関与の必要性が高いこと、取扱主体が民間部門である場合には、一般的に適切な本人関与を受けることがガバナンスの一環として望ましいこと、取扱主体が公的部門である場合には、必ずしも同意取得に依拠することとなっておりますが、政策目的の達成に支障を生じさせない範囲内において、できる限り本人関与を可能とすることが望ましいことにも留意する必要があるとしてございます。また、本人関与の具体的な在り方は一様ではなく、本人関与は必ずしも同意取得に限られるものではないが、政策分野特有の事情に照らして、本人関与が極めて限定的な場合であっても、本人関与以外の方法も含めてガバナンスを確保する方法を検討することが必要であるとしております。

くわえて、本人関与の具体的な在り方としては、事前関与、事後関与と様々な方法がございしますが、本人関与を行うこととなる個人の認知には限界があること、本人と取扱主体との間には情報・交渉力等の非対称性があること等を踏まえ、本人関与の趣旨に沿った実効的な方法を選択する必要があるとしております。

続いて、25ページ、原則７の透明性と信頼性でございます。こちらの原則は、プライバシー・バイ・デザインの重要性や、データガバナンス体制の構築の重要性を述べております。

26ページからの解説では、個人情報保護法では、自律的な適正な取扱いの確保が期待され、自律的な取組に当たっては、透明性と信頼性の確保は特に重要であり、このため、政策や事業、システム構築等の目的、個人が得ることが期待される便益、プライバシーに対するリスクを明確にし、分かりやすく丁寧に説明することが重要としてございます。その具体例として、データマッピングやPIAの手法、政策立案における審議会や説明会等の

開催を通じた、有識者やステークホルダーとのコミュニケーション、CPOやDPOといった責任者の設置等を挙げております。

以上が、各原則の解説となります。

このほか、27ページから基本原則との整合性を踏まえた検討の進め方の一例を参考までに末尾に掲載してございます。

詳細な説明は割愛いたしますが、大きな流れとしましては、1番として、政策目的達成のために必要となる個人情報等の取扱いを特定し、必要性や関連性を確認すること、2番として、既存法令との関係を整理し、立法措置の必要性等を検討すること、3番目、最後に、これらの個々の観点について検討した上で、改めて想定される個人情報等の取扱いが、個人の権利利益の保護に配慮できているかを確認するということを示しているところでございます。

以上が本ガイダンスの内容でございます。

ガイドラインや基本原則に加えまして、本ガイダンスを活用しまして、各府省等における個人情報等の取扱いに係る政策の企画立案・実施に際しまして、事務局といたしましても適切な助言等を行い、個人の権利利益の保護との整合性を確保したデータ利活用の各種取組の推進に貢献してまいりたいと考えてございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○手塚委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見はいかがでしょうか。

どうぞ。

○穴戸委員 御説明ありがとうございました。

ただいま御説明いただきました「個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則に沿った政策立案のためのガイダンス」は、非常に適切な内容を、適時にこのように文書としてまとめているものと私は考えております。

現在、政府におきましては、データ利活用制度の在り方に関する基本方針の策定に向けた議論が、デジタル行財政改革会議の下で進められており、そこにおきましては、データ利活用を促す仕組みの整備と個人情報保護法のアップデートをセットで進める議論がこれまでなされてきたところであります。

今後、政府において、そのような基本方針を策定された場合には、例えば、医療や教育など、個人の権利利益に関わる、しかし同時に、先ほど委員長が御挨拶でおっしゃいましたような、経済社会の発展という観点から見ても不可欠なデータ利活用の取扱いに向けて、政府全体、また、各方面において、政策をめぐる議論が進められていくことが予想されるところでございます。

このような状況におきまして、個人情報保護政策の一体性を維持しつつ、これも先ほど説明にありましたような、政策分野ごとの特性を踏まえたデータの利活用を進めていくという観点から、合理的で透明性の高い議論を進める上で、このガイダンスは、関係する

方々にとって、極めて有効な資料になるのではないかと考えております。

また、この基本原則を策定以降、約３年が経過し、非常にデータあるいはデジタル社会の進展が進んでいる中、３年ごとに見直しにおいて当委員会で議論されてきた、また、様々なステークホルダーから頂いた知見を踏まえて、具体的な記載がなされているということも非常に重要なことであり、政府全体での、あるいは官民全体でのデータ利活用、それから個人の権利利益の保護のバランスに関して、個人情報保護政策の司令塔たる当委員会の重要な貢献であると考えているところであります。

まず、委員会及び事務局におきましては、この文書を適切に活用し、御相談があった国の行政機関等に対して、この文書に即して、適切な支援を行うと同時に、委員会自身、あるいは事務局内部も含めてですけれども、このガイダンスを有効に活用して、例えば、今、こういう政策で委員会で議論しなくてはいけない問題について、この基本原則の観点、あるいはガイダンスの観点では、こういう点が論点なのではないだろうかということの議論を整理するなど、当委員会自身が期待されている機能のバージョンアップにもつながるよう活用していければと思っております。

私の意見は以上でございます。

○手塚委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかの委員の皆様はいかがでしょう。

よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの御意見を踏まえて、私と事務局で、今の御指摘、こういうものをうまく活用していくということと、書かれている内容、これは非常に適切だというお話でございましたので、しっかりと、この後、委員会としてこのガイダンスを広めていくというところの努力、こういうことをやっていくということだと思っておりますので、よろしくお願いいたします。どうも御意見をありがとうございました。

それでは、今のは御意見ということで拝聴しましたので、修正意見という点では皆様からはなかったと思っておりますので、原案のとおり決定したいと思いますので、よろしいでしょうか。

それでは、御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。

本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、本日の議題は以上でございます。本日の会議は閉会といたします。どうもありがとうございました。